令和４年９月８日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて
（QA追加のお知らせ）

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記見直しに関する厚生労働省事務連絡（9/7付）をご案内したところですが、このたびQ＆Aが示されましたので、別添（下記）にてお知らせいたします。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●厚生労働省事務連絡よりQAのみ引用

Q1　１（１）（ｂ）「現に入院している者」の考え方如何。適用日（令和４年９月７日）時点に現に入院している者という意味か。

「現に入院している者」は、陽性判明時に入院しているか否かを問わず、７日間経過時点で現に入院している者を指します。適用日に限った経過措置ではなく、適用日後も、こうした者に該当する場合は１（１）（ｂ）の取扱となります。
例えば、陽性判明時には入院していても、７日間経過するまでの間に退院した場合には、「現に入院している者」には含まれず、療養期間は１（１）（a）の取扱（７日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合に解除）となります。
また、陽性判明時には自宅療養していても、７日間経過時点で入院している場合には、１（１）（ｂ）の取扱（10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合に解除）となります。

Q2　１（１）（ｂ）「現に入院している者」に、例えば、障害者施設の入所者は含まれるのか。

現時点では、入院している者のほか、高齢者施設の入所者が該当します。障害者施設の入所者は含まれず、１（１）（a）の取扱（７日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合に解除）となります。

Q3　１（２）の検査は何を想定しているか。また、検査の費用は本人負担か。

抗原定性検査キットによる検査を想定しており、自己検査でも差し支えありません。抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いてください。

２　通知文書掲載先（厚生労働省ホームページ。2022 年 9 月 8 日付通知ご参照）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html

（Google 等の検索エンジンで「新型コロナウイルス感染症　厚生労働省　自治体向け通知」でもアプローチ可能です）

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）